

各加盟団体理事長・専務理事 様

公益財団法人神奈川県スポーツ協会
専務理事 小野 力
(公印省略)

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組み
について第3報（依頼）

時下、貴団体におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。

また、本会諸事業に日ごろから、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組みにつきましては、令和2年2月21日及び2月27日、更には3月25日付けで各加盟団体理事長・専務理事へ不特定多数の方が集まるイベントや不要・不急の会議等の原則、中止または延期とするよう依頼したところであり
ます。

また、昨日は、安倍首相から「緊急事態宣言」がなされ、本県も対象地域となりましたが、これに先立ち、4月6日には、神奈川県が「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の方針」を一部改正し、対象期間を8月31日まで延長しました。

こうしたことから、本会といたしましても、現在の状況を鑑み、加盟団体の皆様方におかれましても「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の方針」に基づき、対応をくださるようお願い申し上げます。

【主な対応など】

- 対象期間は、令和2年8月31日まで
- 主催、共催事業で、不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。
ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。
- 不要・不急の会議、研修会等は、原則、中止又は延期とする。
なお、開催せざるを得ない会議、研修会等は、電子会議、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

【添付書類】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（令和2年4月6日改定）
 - ・ 現在の新型コロナウイルスの状況をふまえた県教育委員会の対応（別添資料1）
 - ・ イベント等の実施の扱い（別添資料2）

※感染症拡大予防策

- ・ 発熱・せき等、かぜの諸症状がみられる方の参加見合わせ
- ・ 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者を含む）
- ・ 入場時のアルコール消毒液の設置
- ・ 濃厚接触解消の工夫
- ・ 人の集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- ・ 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発症リスクが高い状況の回避
- ・ 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

問合わせ先

事務局長 須 貝・事務局次長兼総務課長 田名部

電 話：045-311-0653(代) F a x：045-311-0637

Email：kanagawaken@japan-sports.or.jp

<http://www.sports-kanagawa.com>

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取り組み」については、次のとおりとする。

なお、事態の更なる進展や収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。

1 対象期間

令和2年2月26日から令和2年8月31日まで

2 全庁を挙げた対策の実施

- 全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない業務の中止や見直しを行い、医療崩壊を防ぐための取組や県民の経済・雇用対策に注力する。

3 職員向け対策

- 感染拡大防止の徹底を図るため、全職員が率先してテレワークを実施する
 - ・原則として全職員がテレワークを実施し、県民対応等の状況から困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得など、感染拡大防止に向けて柔軟な対応を図る。
 - ・特に、妊娠中や基礎疾患があるなど感染した場合に重症化リスクの高い職員については、分担の見直し等により必ずテレワークができる環境を整える。
- 勤務時間外も感染拡大の防止を意識して行動する
 - ・「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集する場所」「近距離での密接した会話」の3つの「密」を避ける
 - ・夜間、休日や休暇取得日においても不要不急の外出を避ける など

4 県立学校向け対策

別添資料1「1 県立学校における対応について」

5 イベント等の実施の扱い

別添資料2「イベント等の実施の扱い」

6 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

問合せ先

【2、3、6】総務局副局長兼総務室長 安井 電話 045-210-2101

【4】教育局副局長 落合 電話 045-210-8005

【5】知事室広報戦略担当課長 大塚 電話 045-210-3650

くらし安全防災局企画調整担当課長 青木 電話 045-210-3412

現在の新型コロナウイルスの状況をふまえた 県教育委員会の対応（令和2年3月30日現在）

1 県立学校における対応について

(1) 現時点において、県立学校については、4月6日の始業日以降2週間程度、臨時休業とする。

○ ただし、

- ・ 入学式は卒業式と同様に、規模の縮小や時間を短縮して実施する。
- ・ また、4月6日の週及び4月13日の週に、各学年別等で登校日を設け、必要な連絡、指導等を行う。

(2) その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別の分散登校（一週間に1、2回程度の登校）、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

(3) また、この方針は、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により変更することがある。

2 社会教育施設における対応について

4月以降も当分の間休館とする。

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「5 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等及び県民利用施設の対応については、次のとおりとする。

1 対象期間

令和2年8月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

なお、入学式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

(3) 県民利用施設

県民の外出を誘引する県民利用施設について、閉館等の対応を行う。

※感染症拡大予防対策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力